

2008年11月28日 全10頁

ファイアーウォール政省令案

—非公開情報の授受—

制度調査部
金本 悠希

法人顧客については、拒否されない限り非公開情報のグループ内共有を認める

[要約]

- 11月14日、金融商品取引法等のファイアーウォール規制等の改正に関する政省令案等が公表された。本稿では、改正項目のうち親子法人等との非公開情報の授受の制限の見直しについて説明する。
- 政省令案は、非公開情報の授受の制限について、法人顧客に関しては、顧客が非公開情報の提供を拒否しない限り提供が可能としている。ただし、非公開情報の提供の停止を求める機会（オプトアウト機会）を適切に提供することが条件とされている。
- また、政省令案は、内部管理目的で非公開情報を共有する場合に、現行法上必要とされている当局の事前承認を不要としている。

<目次>

1. ファイアーウォール規制の改正
2. 法人顧客の非公開情報の授受の制限の見直し
 - (1)顧客の非公開情報の授受の制限等
 - (2)法人顧客の非公開情報の授受の制限等の見直し
 - (a)「オプトイン」から「オプトアウト」へ
 - (b)政省令案の見直し内容
 - (c)監督指針案の規定
3. 内部管理目的での共有の際の当局の事前承認の廃止
 - (1)当局の事前承認の廃止
 - (2)政省令案の規定
 - (a)「内部管理業務」
 - (b)「特定関係者」
 - (3)監督指針案の規定
 - (a)非公開情報の授受の留意事項
 - (b)内部管理業務等を行うために必要な非公開情報の授受に関する留意事項
4. 施行日（予定）

1. ファイアーウォール規制の改正

○2008年6月に、金融商品取引法等が改正され、多岐にわたる項目が改正された。この改正項目のうち、一部については、すでに9月19日にその政省令案が公表されていた¹が、さらに11月14日に残りの改正項目についての政省令案も公表された²。

○今回公表された政省令案は、主にファイアーウォール規制等の改正に対応するものであり、具体的には以下の項目等に関する規定である。

- ①利益相反管理体制の整備
- ②親子法人等との非公開情報の授受の制限
- ③親子法人等が発行する株券の引受けの制限

○本稿では、このうち、以下の改正について規定する「②親子法人等との非公開情報の授受の制限」に関する政省令案について説明する。

- ①法人顧客の非公開情報の授受の制限の見直し
- ②内部管理目的での共有の際の当局の事前承認の廃止

2. 法人顧客の非公開情報の授受の制限の見直し

(1) 現行法の規制

○証券会社は、原則として、顧客の非公開情報をグループ会社に授受することが禁止されている。

○また、証券会社は、グループ会社から取得した顧客の非公開情報をを利用して、金融商品取引契約の締結を勧誘することも原則として禁止されている。

○これらは、現行の内閣府令で、金融商品取引業者又はその役職員は、原則として以下の行為が禁止されるという形で規定されている（金融商品取引法44条の3第1項4号、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下、金商業等府令）153条7号、8号）。

- ①証券会社³が発行者又は顧客に関する非公開情報を、親法人等⁴・子法人等⁵から受領し、又は親法人等・子

¹ 金融庁ホームページ (<http://www.fsa.go.jp/news/20/20080919-6.html>) 参照。

² 金融庁ホームページ (<http://www.fsa.go.jp/news/20/syouken/20081114-5.html>) 参照。

³ 条文では、「有価証券関連業を行う金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。）」と規定されている。

法人等に提供すること。

ただし、以下の場合に行うものを除く。

- a. 当該証券会社又はその親法人等・子法人等による非公開情報の提供について、あらかじめ当該顧客等の書面による同意⁶がある場合
- b. 親法人等・子法人等に金融商品仲介業の委託を行う場合で、一定の情報⁷を受領・提供する場合
- c. 親銀行等⁸・子銀行等⁹に金融商品仲介業務の委託を行う場合で、一定の情報¹⁰を受領・提供する場合
- d. 親銀行等・子銀行等である所属金融機関の委託を受けて金融機関代理業を行う場合で、一定の情報¹¹を受領・提供する場合
- e. 銀行法等に規定する信用の供与等の額及び合算信用供与等限度額等を算出するため、当該証券会社がその親銀行等・子銀行等に顧客への信用の供与等の額を提供する場合
- f. 確認書・内部統制報告書を作成するために必要な情報を受領し、又は提供する場合¹²
- g. 電子情報処理組織の保守及び管理を行うために必要な情報を提供する場合¹³
- h. 法令等に基づいて非公開情報を受領し、又は提供する場合

②親法人等・子法人等から取得した顧客に関する非公開情報¹⁴を利用して金融商品取引契約の締結を勧誘すること

(2) 改正案の内容

(a) 「オプトイン」から「オプトアウト」へ

○政省令案では、非公開情報の授受の制限について、**法人顧客**に関しては現行の「オプトイン」形式から「オプトアウト」形式に変更されている（**個人顧客**に関しては、「オプトイン」形式を維持）。

○つまり、現行法では、法人顧客に関しても顧客の非公開情報を授受する場合は、顧客の事前同意が必要（「オプトイン」形式）とされている（2(1)①a 参照）。

○それに対して政省令案では、法人顧客に関しては、顧客が非公開情報の提供を拒否しない限りは提供が可能（「オプトアウト」形式）とされている（ただし、拒否すれば提供は出来ない）。

⁴ 親会社、兄弟会社、親会社が議決権の20%以上（一定の場合は15%以上）を保有する関連会社等が該当する。

⁵ 子会社、議決権の20%以上（一定の場合は15%以上）を保有する関連会社等が該当する。

⁶ 発行者等の承諾を得て、電磁的方法によって得ることも認められる（金商業等府令155条1項）。

⁷ 金融商品仲介業者が金融商品仲介行為を行うために所属金融商品取引業者等に対し提供する必要があると認められる情報等。

⁸ 親法人等のうち、銀行、協同組織金融機関等に該当するもの。

⁹ 子法人等のうち、銀行、協同組織金融機関等に該当するもの。

¹⁰ 登録金融機関が金融商品仲介行為を行うために委託金融商品取引業者に対し提供する必要があると認められる情報等。

¹¹ 当該証券会社が親銀行等・子銀行等である所属金融機関の委託を受けて行う金融機関代理業に係る情報等。

¹² 当該証券会社及び当該情報を当該証券会社に提供し、又は当該証券会社から受領する親法人等・子法人等において当該確認書・内部統制報告書の作成を行う部門から非公開情報が漏えいしない措置が的確に講じられている場合に限る。

¹³ 当該証券会社及び当該情報を当該証券会社から受領する親法人等・子法人等において、電子情報処理組織の保守及び管理を行う部門から非公開情報が漏えいしない措置が的確に講じられている場合に限る。

¹⁴ 当該親法人等・子法人等が当該顧客の書面による同意を得ずに提供したものに限る。

○「オプトイン」形式も「オプトアウト」形式も、いずれも顧客側が提供するかどうかを決定することが出来るという点では同じである。ただし、両者は、顧客側から提供を認めるかどうかの意思表示がなされていない場合の扱いが異なる。

○つまり、「オプトイン」形式であれば、顧客が提供を認めるかどうかの意思表示をしていない場合（提供の事前同意がなされていない場合）、顧客の非公開情報の提供は**出来ない**。

○それに対して、「オプトアウト」形式であれば、顧客が提供を認めるかどうかの意思表示をしていない場合（提供の拒否がなされていない場合）、顧客の非公開情報の提供が**出来る**。

(b) 政省令案の見直し内容

○政省令案は、以下のいずれかの者が、**法人顧客**¹⁵に対して「非公開情報の提供」の停止を求める機会を適切に提供している場合は、法人顧客がその停止を求めるまでは、「非公開情報の提供」について書面による同意があるものとみなす、としている（金商業等府令改正案 153 条 2 項）。

- ①証券会社
- ②①の親法人等¹⁶
- ③①の子法人等¹⁷

○ここにいう「非公開情報の提供」とは、以下の①と②の間、又は①と③の間の非公開情報の授受とされている（金商業等府令改正案 153 条 2 項）。

- ①証券会社
- ②①の親法人等
- ③①の子法人等

(c) 監督指針案の規定

○利益相反管理体制については、政省令の改正案だけでなく、同時に「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の改正案も公表されている¹⁸。

○監督指針自体は、監督官等に対して、監督に当たっての重点事項を明確化するために策定されたもので

¹⁵ 法人の発行者を含む（非公開情報の授受の制限は、顧客だけでなく発行者の非公開情報も対象としている（前記 2 (1)①参照））。

¹⁶ 親会社、兄弟会社、親会社が議決権を 20%以上（一定の場合は 15%以上）保有している関連会社等が含まれる。

¹⁷ 子会社、議決権を 20%以上（一定の場合は 15%以上）保有している関連会社等が含まれる。

¹⁸ 金融庁ホームページ (<http://www.fsa.go.jp/news/20/syouken/20081114-4.html>) 参照。

あり、直接金融商品取引業者等に対して規制を行なう法令ではない。しかし、監督官が監督を行う際の基準等として利用される規定であり、具体的な内容を規定しているので、以下説明する。

(i) オプトアウト機会の付与の適切性

○政省令案で、法人顧客の非公開情報を共有するには、法人顧客にオプトアウト機会を「適切に提供」していることが必要とされている（金商業等府令改正案 153 条 2 項）。

○監督指針案では、オプトアウト機会の付与が適切に提供されているかを検証する際、以下の点に留意するとされている（監督指針改正案IV-3-1-4(1)）。

①以下の事項をあらかじめ通知¹⁹しているか。

- a. 授受を行う非公開情報の範囲
- b. 非公開情報の授受を行う親子法人等の範囲
- c. 非公開情報の授受の方法
- d. 提供先における非公開情報の管理の方法
- e. 提供先における非公開情報の利用目的
- f. 親子法人等との間での非公開情報の授受を停止した場合における、当該非公開情報の管理方法

②通知内容に軽微な変更があった場合に、法人顧客が必要な情報を入手できるようにしているか²⁰。

③オプトアウトの機会の通知を、契約時に書面により行なうなど、法人顧客が通知内容を明確に認識できるような手段を用いて行なっているか。

④長期契約の場合など、概ね 1 年以上にわたり通知を行なっていない場合は、取引の状況に関わらず、改めて通知を行っているか。

⑤オプトアウトの機会の通知から、親子法人等との非公開情報の授受の開始までの間に、必要な期間を確保しているか。

⑥オプトアウトの機会が常時付与されていることを明確にしているか²¹。

⑦オプトアウト機会を付与しない顧客（オプトインをした場合のみ非公開情報の授受を行う取り扱いとする法人顧客）がある場合は、オプトアウト機会を付与する（しない）法人顧客の属性の情報が開示されているか。

(ii) 非公開情報の授受の留意事項

¹⁹ 監督指針案は、「なお、これらの事項の詳細について店舗での掲示・閲覧やホームページへの掲載を行っている旨及び問合せ先を法人顧客に対する通知において明らかにするなど、法人顧客が必要な情報を容易に入手できるようにしていれば、当該通知においてこれらの事項の詳細が含まれていなくても、適切に通知が行われていると認められる場合があると考えられる」としている。

²⁰ 監督指針案では、「最新の情報をホームページに常時掲載するとともに、その旨を法人顧客に適切に説明するなど」の方法が触れられている。

²¹ 監督指針案では、「個別の通知と併せて、オプトアウトの機会に関する情報について店舗での掲示・閲覧やホームページへの掲載を常時行うとともに、例えば、ホームページにおいて法人顧客が常時オプトアウトを行えるようにすることや、法人顧客がオプトアウトを行う場合の連絡先を内部管理部門に常時設置する」などの方法が触れられている。

○監督指針案は、親子法人等との間で顧客（法人顧客に限られない）の非公開情報を授受する際、以下の点に留意する必要があるとしている（監督指針改正案監督指針改正案IV-3-1-4(2)）。

- ①親子法人等との間で授受を行なう非公開情報の範囲が、あらかじめ特定されているか。
- ②非公開情報について、十分な情報システム管理²²がされているか。
- ③非公開情報を一元的に管理する体制²³が整備されているか。
- ④非共有情報（オプトアウトした法人顧客・オプトインしていない顧客の非公開情報）を、システム上、その他の非公開情報と分離して管理しているか。
- ⑤非公開情報・非共有情報の管理状況を、定期的に検証しているか。
- ⑥非公開情報の管理責任者等が営業部門等に十分な牽制機能を発揮できる措置²⁴を講じているか。
- ⑦非公開情報の管理を行なう責任者等の権限及び責任体制や非公開情報の取扱い手続等が書面で明確化されているか。特に、営業部門における非共有情報の取扱い手續が、具体的に定められているか。さらに、これらの手續について、研修等により周知徹底されているか。
- ⑧営業部門等職員について、一の法人が管理する非共有情報以外の非共有情報にアクセスできず、かつ、アクセスできる法人以外の法人の顧客に対して勧誘を行なわない措置が講じられているか。
- ⑨非公開情報を取り扱う各部門と、取り扱わない部門との間の人事異動等に際し、非公開情報が漏洩しないような措置²⁵が講じられているか。
- ⑩事務の外部委託を行なう場合、非共有情報が委託先を経由して親子法人等に提供されることがないような措置²⁶が講じられているか。

3. 内部管理目的での共有の際の当局の事前承認の廃止

(1) 当局の事前承認の廃止

○現行法では、前述のように、証券会社は原則として顧客の非公開情報をグループ会社に授受することが禁止されている。

○しかし、内部管理目的であれば、内閣総理大臣の承認を得ることによって顧客の非公開情報をグループ会社と共有することが認められる（金融商品取引法44条の3第1項、金商業等府令151条、152条）。

²² 監督指針案では、「アクセス管理の徹底、関係者による持ち出し防止に係る対策及び外部からの不正アクセスの防止」などの方法が触れられている。

²³ 監督指針案では、「内部管理部門に非公開情報の管理を行なう責任者を設置する」などの方法が触れられている。

²⁴ 監督指針案では、「イ. 内部管理部門と営業部門その他の非公開情報を利用して業務を行う部門との間で、兼務を認めないこと。ロ. 非公開情報に関する事項について、内部管理部門の判断が営業部門等の判断に必ず優先するなど、的確な牽制権限を有していること。ハ. 非公開情報に関する事項について、その他の部門（経営責任者を除く。）から指揮命令を受けないこととされていること。」などの方法が触れられている。

²⁵ 監督指針案では、「守秘義務規定の整備及び資料管理等」が挙げられている。

²⁶ 監督指針案では、「イ. 委託先において、オプトアウトをした法人顧客及びオプトインをしていない顧客の情報を、その他の顧客の情報と分離して管理していること。ロ. 委託先を通じて顧客へのサービス提供を行う場合において、当該サービスが、当該証券会社等の親子法人等が提供するものと誤認されないような措置を講じていること。ハ. 上記イ及びロの措置が適切に講じられるよう、証券会社等が委託先を適切に監督していること。」という方法が触れられている。

○政省令案は、この内閣総理大臣の事前承認を廃止し、内部管理目的であれば事前承認がなくても顧客の非公開情報をグループ会社と共有することを認めるとしている（金商業等府令改正案 153 条 1 項 7 号リ）。

(2) 政省令案の規定

○前述のように、証券会社は、発行者又は顧客に関する非公開情報を、親法人等・子法人等から受領し、又は親法人等・子法人等に提供することが、原則として禁止されている（金融商品取引法 44 条の 3 第 1 項 4 号、金商業等府令 153 条 1 項 7 号）。

○政省令案は、この非公開情報の授受の禁止の例外として、以下の場合を追加している（金商業等府令改正案 153 条 1 項 7 号リ）。

- ① 「内部管理業務」を行なうために必要な情報を受領する場合
- ② 「内部管理業務」を行なうために必要な情報を「特定関係者」に提供する場合

○ただし、これには条件がつけられており、以下のいずれの者についても、内部管理業務を行う部門から、**非公開情報が漏えいしない措置**が的確に講じられていることが必要である。

- ① 証券会社
- ② 「特定関係者」

(a) 「内部管理業務」

○政省令案は、「内部管理業務」として以下の業務を規定している（金商業等府令改正案 153 条 3 項）。

- ① 法令遵守管理に関する業務
- ② 損失の危険の管理に関する業務
- ③ 内部監査及び内部検査に関する業務
- ④ 財務に関する業務
- ⑤ 経理に関する業務
- ⑥ 税務に関する業務

(b) 「特定関係者」

○政省令案は、「特定関係者」として以下のものを規定している（金商業等府令 153 条 4 項）。

- ①当該証券会社を子会社とする持株会社
- ②持株会社に該当しない当該証券会社の親法人等で、当該証券会社の経営管理及びこれに附帯する業務を行う会社
- ③当該証券会社の親銀行等・子銀行等
- ④当該証券会社の親銀行等・子銀行等を子会社とする持株会社
- ⑤当該証券会社の親法人等・子法人等で、以下の者
 - a. 金融商品取引業者
 - b. 信託会社
 - c. 貸金業者
- ⑥その他金融庁長官の指定する者

(3) 監督指針案の規定

(a) 非公開情報の授受の留意事項

○監督指針案は、親子法人等との間で顧客（法人顧客に限られない）の非公開情報を授受する際、一定の事項に留意する必要があるとしている（監督指針改正案監督指針改正案IV-3-1-4(2)）。

○この留意事項は、2(2)(c)(ii)で示したものと同じである（2(2)(c)(ii)参照）。

(b) 内部管理業務等を行うために必要な非公開情報の授受に関する留意事項

(i) 「法令遵守管理に関する業務」

○政省令案では、内部管理業務として「法令遵守管理に関する業務」が規定されている（金商業等府令改正案153条3項1号）。

○監督指針案は、たとえば以下のような業務は「法令遵守管理に関する業務」に該当すると考えられるとしている（監督指針改正案IV-3-1-4(3)①）。

- ①取扱い商品・サービスに関連する法律問題の検討
- ②顧客等からの苦情・照会等への対応及び顧客等との紛争の処理
- ③利益相反管理及び非公開情報の管理
- ④監督当局への対応
- ⑤営業部門の取引等における法令等違反の管理（社内処分の検討を含む。）
- ⑥インサイダー取引等の不正行為防止のための法人関係情報の管理及びモニタリング
- ⑦レビューション・リスク及び企業倫理の観点からの業務の検証
- ⑧その他法令に基づく義務を履行するために必要な事務

(ii) 「損失の危険の管理に関する業務」

○政省令案では、内部管理業務として「損失の危険の管理に関する業務」が規定されている（金商業等府令改正案 153 条 3 項 2 号）。

○監督指針案は、たとえば以下のような業務は「損失の危険の管理に関する業務」に該当すると考えられるとしている（監督指針改正案IV-3-1-4(3)②）。

- ①市場リスク²⁷の管理
- ②信用リスク²⁸の管理
- ③オペレーショナル・リスク²⁹の管理
- ④流動性リスク管理
- ⑤災害時等の業務継続体制（BCM）の整備・管理

(iii) 非公開情報漏えい防止措置

○政省令案は、非公開情報の授受の禁止の例外が認められる条件として、内部管理部門から非公開情報が漏えいしない措置が的確に講じられていることを定めている（金商法施行令改正案 153 条 1 項 7 号リ）。

○監督指針案は、非公開情報漏えい防止措置として、以下のような措置を例示している（監督指針改正案 IV-3-1-4(3)③）。

- ①内部管理部門等と、営業部門その他の非公開情報を利用して業務を行う部門の職員との間で、兼務を認めないこと。
- ②内部管理部門等とそれ以外の部門の間の人事異動に際し、非公開情報が漏洩しないような措置（守秘義務規定の整備及び資料管理等）を講じていること。
- ③内部管理部門等と非公開情報を取扱わない部門との間で兼務をする職員がある場合には、①及び②に準じた措置を講じていること。

○この措置に関しては、社内規則を整備するとともに、その遵守状況を検証する態勢を整備することが必要とされている（監督指針改正案IV-3-1-4(3)⑤）。

(iv) 役員等への非公開情報の提供

○監督指針案は、役員等³⁰が、経営管理又は内部管理に関する業務を行うために非公開情報を受ける場合に

²⁷ 保有する有価証券等の価格の変動等により損失が発生するリスク。

²⁸ 取引の相手方の契約不履行その他の理由により損失が発生するリスク。

²⁹ 事務処理の誤りその他日常的な業務の遂行において損失が発生するリスク。

は、以下のような措置が講じられていることが必要としている（監督指針改正案IV-3-1-4(3)④）。

- ①当該役員等から当該非公開情報が漏洩しないこと。
- ②当該役員等が、当該非公開情報を、経営管理又は内部管理に関する業務を行う以外の目的（例えば営業目的）で利用しないこと。

○この措置に関しても、社内規則を整備するとともに、その遵守状況を検証する態勢を整備することが必要とされている（監督指針改正案IV-3-1-4(3)⑤）。

4. 施行日（予定）

○以上の政省令案・監督指針案は、12月15日までパブリックコメントに付されている。

○ファイアーオール規制の見直しに関する金融商品取引法等の改正規定は、2009年6月12日までの政令指定日から施行される（金融商品取引法等の一部を改正する法律附則1条3号）。

³⁰ 役員又は法令遵守管理に関する十分な知識・経験を有し、他の職員の指導・監督を行なう立場にある職員。